

平成 29 年 7 月 7 日

中小企業経営力強化税制・固定資産税の特別措置についての説明会
質疑回答書

質疑

輸入品の場合の販売開始時期ですが、先程の回答では国内外を問わず当該メーカーが販売開始した日と説明いただきましたが、医療機器の場合、薬機法の許可を取って初めて販売ができることとなりますので「国内外を問わず当該メーカーが販売開始した日」は該当しないのではないかと。

回答

ご質問のありました、輸入品の場合の販売開始時期の件ですが、内部で確認・検討したところ、やはり設備の仕様・性能に着目した証明行為になりますので、海外・国内問わず当該メーカーが販売を開始した時点ということになります。

以前、他の団体からもご質問いただき、同様に回答したことがありました。

本制度の趣旨は、一定程度の新しい設備の導入を促進することで、国際的に見ても生産性が低いとされている我が国産業の生産性向上を支援するものです。

国内販売の時点の販売開始時期とすると、複数のルート・企業により国内販売される場合、統一的な時点が確認できなくなってしまうし、同様のスペックの機種を国内メーカーと海外メーカーが同時期にそれぞれの国で販売開始し、後者は3年後に日本国内で販売するような場合、前者が対象にならず後者が対象となるのは、本制度の趣旨からは公平とは言えません。

極論をいえば、仮に日本国内においても、地方自治体の環境条例や保安条例によって一定期間販売できない地域があったとすると、そこで差が付くのも制度の趣旨に合わないので、やはり場所を問わず、当該メーカーが販売開始した時点と整理せざるを得ません。

個別のご事情はあろうかと思いますが、何卒ご理解をよろしくお願いいたします。